

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特別区域協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 総合特別区域法（平成23年法律第81号）第19条の規定に基づき、国際戦略総合特別区域の指定の申請、総合特別区域計画の策定及びその実施に関し必要な事項等について協議するため、協議会を設置する。

(業務)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 国際戦略総合特別区域の指定の申請に関すること
- (2) 総合特別区域法第11条の規定に基づく「国と地方の協議会」における国との協議への対応に関すること
- (3) 総合特別区域計画の作成・変更に関すること
- (4) その他総合特別区域計画の実施に関し必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる構成員をもって組織する。

- 2 協議会に共同代表を置く。共同代表は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 協議会に顧問を置くことができる。顧問は、共同代表の求めに応じ協議会において意見を述べるものとする。
- 4 共同代表は、すべての共同代表の合意にもとづき、協議会に新たな構成員を加えることができる。この場合、共同代表は新たに構成員となった者について速やかに協議会に報告するものとする。

(協議会の運営)

第5条 協議会の議長は、共同代表の互選によりこれを定める。

- 2 協議会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 協議会の議事は、出席した構成員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 構成員は、やむを得ない事情により出席できないときは、書面をもって議事について表決し、又は協議会事務局へ代理の者の氏名等をあらかじめ報告することにより代理の者を出席させ表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、その構成員は出席したものとみなす。

5 議長は、必要に応じて協議会にオブザーバーを出席させ、意見を求めることができる。

6 必要に応じて、書面により協議会を開催することができる。

7 前6項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、共同代表の協議により別に定める。

(幹事会等)

第6条 協議会の業務を補佐するため、幹事会を設置し、また、必要に応じてその他の組織を設置することができる。

2 国際戦略総合特別区域の指定の申請、総合特別区域計画の策定及びその実施に関し必要な事項等について協議するため、必要に応じて地域連絡会を設置することができる。

3 前2項の規定に基づいて設置する幹事会等には、必要に応じ、オブザーバーを出席させることができる。

(議事録)

第7条 協議会が開催されたときは、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数、出席構成員数（代理の者を含む）及び出席構成員の氏名

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(経費)

第8条 協議会の経費は、共同代表となる構成員が協議の上、これを負担する。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は北海道・札幌市・北海道経済連合会が共同して担う。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、共同代表の協議により定める。

附 則

この規約は、平成23年 2月 1日から施行する。

この規約は、平成23年 9月22日から施行する。

この規約は、平成24年 2月13日から施行する。

別表

役職	構成員	代表者職	代表者氏名	備考	
共同代表	北海道	知事	高橋 はるみ		
	札幌市	市長	上田 文雄		
	江別市	市長	三好 昇		
	函館市	市長	工藤 壽樹		
	帯広市	市長	米沢 則寿		地域連絡会（帯広・十勝連絡会）の代表を兼務する
	北海道経済連合会	会長	近藤 龍夫		
委員	北海道大学	総長	佐伯 浩	大学等	
	札幌医科大学	学長	島本 和明		
	酪農学園大学	学長	谷山 弘行		
	北海道情報大学	学長	長谷川 淳		
	帯広畜産大学	学長	長澤 秀行		
	北海道大学大学院水産科学研究院	研究院長	嵯峨 直恆		
	公立はこだて未来大学	学長	中島 秀之		
	函館工業高等専門学校	校長	岩熊 敏夫		
	産業技術総合研究所北海道センター	所長	北野 邦尋		
	北海道立総合研究機構	理事長	丹保 憲仁		
	農業・食品産業技術総合研究機構 北海道農業研究センター	所長	天野 哲郎		
	北海道農業協同組合中央会	会長	飛田 稔章	各種団体	
	北海道漁業協同組合連合会	代表理事会長	櫻庭 武弘		
	北海道商工会議所連合会	会頭	高向 巖		
	北海道商工会連合会	会長	川田 憲秀		
北海道貿易物産振興会	会長	滝沢 靖六			

役職	構成員	代表者職	代表者氏名	備考
	さっぽろ産業振興財団	理事長	上田 文雄	
	十勝圏振興機構	理事長	高橋 勝坦	
	函館地域産業振興財団	理事長	松本 榮一	
	北海道科学技術総合振興センター	理事長	近藤 龍夫	
委員	三菱東京 UFJ 銀行	東京公務部部長	市川 尚司	金融機関
	三井住友銀行	札幌法人営業部 部長	山本 昌	
	みずほコーポレート銀行	札幌営業部長	赤城 庸人	
	北海道銀行	取締役頭取	堰八 義博	
	青森銀行	取締役頭取	浜谷 哲	
	みちのく銀行	代表取締役	杉本 康雄	
	秋田銀行	取締役頭取	藤原 清悦	
	北陸銀行	取締役頭取	高木 繁雄	
	あおぞら銀行	札幌支店長	野村 孝禎	
	北洋銀行	取締役頭取	横内 龍三	
	札幌信用金庫	理事長	吉本 淳一	
	函館信用金庫	代表理事	上條 博英	
	渡島信用金庫	理事長	伊藤 新吉	
	江差信用金庫	理事長	藤谷 直久	
	小樽信用金庫	理事長	廣川 建哉	
	旭川信用金庫	理事長	杉山 信治	
	帯広信用金庫	理事長	増田 正二	
	北見信用金庫	理事 審査部長	弓山 充康	
	商工組合中央金庫	札幌支店長	真田 俊秀	
函館商工信用組合	代表理事	山本 富靖		

役職	構成員	代表者職	代表者氏名	備考
委員	十勝信用組合	理事長	高橋 克弘	金融機関
	農林中央金庫	札幌支店長	佐藤 功一	
	北海道信用農業協同組合連合会	代表理事理事長	牧野 勇	
	函館市亀田農業協同組合	代表理事組合長	山岸 栄一	
	新函館農業協同組合	代表理事組合長	畠山 良一	
	札幌市農業協同組合	代表理事組合長	高島 誠	
	道央農業協同組合	代表理事組合長	松尾 道義	
	サツラク農業協同組合	代表理事組合長	藤本 曙三	
	帯広市川西農業協同組合	代表理事組合長	有塚 利宣	
	帯広大正農業協同組合	代表理事組合長	川岸 修	
	中札内村農業協同組合	代表理事組合長	山本 勝博	
	更別村農業協同組合	代表理事組合長	細矢 芳己	
	忠類村農業協同組合	代表理事組合長	多田 智	
	大樹町農業協同組合	代表理事組合長	坂井 正喜	
	広尾町農業協同組合	代表理事組合長	萬亀山 正信	
	芽室町農業協同組合	代表理事組合長	辻 勇	
	十勝清水町農業協同組合	代表理事組合長	間木野 篤雄	
	新得町農業協同組合	代表理事専務	太田 眞弘	
	鹿追町農業協同組合	代表理事組合長	佐藤 雅仁	
	木野農業協同組合	代表理事組合長	柴田 賢一	
	音更町農業協同組合	代表理事組合長	大塚 宏明	
士幌町農業協同組合	代表理事組合長	高橋 正道		
上士幌町農業協同組合	代表理事組合長	遠山 昇		
幕別町農業協同組合	代表理事組合長	飛田 稔章		

役職	構成員	代表者職	代表者氏名	備考
委員	十勝池田町農業協同組合	代表理事組合長	鈴木 雅博	金融機関
	十勝高島農業協同組合	代表理事組合長	八木 英光	
	豊頃町農業協同組合	代表理事組合長	相澤 昌幸	
	浦幌町農業協同組合	代表理事組合長	馬場 幸弘	
	本別町農業協同組合	代表理事組合長	田中 敏行	
	足寄町農業協同組合	代表理事組合長	新津 賀庸	
	陸別町農業協同組合	代表理事組合長	西岡 悦夫	
	北海道信用漁業協同組合連合会	代表理事会長	安藤 善則	
	日本政策投資銀行	北海道支店長	北村 潤一郎	
	日本政策金融公庫	札幌支店長兼 農林水産事業統括	堀口 幸利	
顧問	北海道市長会	会長	田岡 克介	
	北海道町村会	会長	寺島 光一郎	